

# 滋賀県多文化共生推進プラン改定(素案)に対する主な意見と対応案

資料1

No.	章		ページ	行	意見提出の場	意見の概要	県の考え方(国際課案)
1	全体				懇話会(書面意見)	<p>新たな章立ての案について</p> <p>①第1章 プラン改定にあたって 1 趣旨 2 滋賀県の現況 3 これまでの取組 4 今後の課題</p> <p>②社会情勢の変化(第2章)を今後の課題(第3章)に集約・統合する。</p> <p>③第1章「対象者」→第4章1 基本目標の項に移動する。</p> <p>④第2章 図表を末尾の参考資料扱いにする。</p> <p>⑤第3章「取組の必要性」の削除する。</p>	プランの本文は、多文化共生推進プランにおける標準的な章立てである現行の構造を維持する。なお、分かりやすさを重視した周知用のプラン概要を多言語で作成し、周知を図る。
2			表紙、2		懇話会	プラン冒頭に多文化共生の説明や基本目標があると、初めて見る人にも分かりやすい。	表紙に基本目標、本文に多文化共生の説明を追加する。
3	第1章	改定にあたって	2		懇話会	「外国人県民等」に外国にルーツを持つ日本国籍の人も含まれるのであれば、そのように説明すべき。他の文言との整理が必要。	外国人県民、外国人県民等、外国人住民の語句を、「外国人県民」に統一し、「外国人県民」には日本国籍を持つ人など外国につながるのある人も含むことを明記する。
4					懇話会	基本目標では、国籍や民族にかかわらず、すべての人としているが、外国人と日本人と分けて記載している部分が多い。	外国人と日本人とに分ける必要性が少ないと判断した箇所は、「すべての県民」などの表現に修正する。
5	第3章	これまでの取組と今後の課題	19	1-2	懇話会	今後の課題の「外国人県民等は、少数派で支援を必要としている存在～(中略)～外国人県民等の存在感は高まっています」という言い回しが行政側の目線のように感じる。	少数派や支援といった文言を使用している部分を削除するなどして、より客観的な記述内容に変更する。
6			22	31,32,34	県政経営会議・幹事会議(子ども若者部)	家族で滋賀で暮らしていけるということを考えると、教育支援と合わせて保育という面も非常に重要ではないかと思うため、教育支援だけではなくの保育についても記載をお願いしたい。	行動目標5を「次世代を育成する教育および保育の充実」とする。
7	第4章	めざす多文化共生社会の姿と行動目標	22	12,18,31	懇話会	支援という言葉は、支援する側とされる側が想起される。外国人は支援すべきものという前提になっているのではないか。	行動目標2のコミュニケーションなど双方向である部分や環境に係る部分については、促進や充実といった文言に言い換える。
8			22		懇話会	外国人材という言葉は、人を物として扱う印象を受ける。	全体の話をする部分など、外国人材とする必要性が少ないと判断した箇所は、「外国人県民」などに言い換える。なお、行動目標4やその説明文は特に表に出ていく部分ということもあり、外国人材という言葉は用いていない。
9		行動目標1 多文化共生意識の高揚と活力ある地	26		県政経営会議・幹事会議(知事)	一緒に住んでいるから一緒に物事を決めていくという自治と、ともに助け合っていくという防災をどのように考えるか。代表なくして課税なしという議論。国ができないことを地方自治体の中でどのように考えるか。	新たに次期取組期間中に外国人県民の意見を聞く仕組みづくりの検討を行うこととし、施策・取組欄に追加する。

# 滋賀県多文化共生推進プラン改定(素案)に対する主な意見と対応案

資料1

No.	章		ページ	行	意見提出の場	意見の概要	県の考え方(国際課案)
10		域づくり	26		懇話会(書面意見)	外国籍の人たちの「リアルなニーズ」を把握するための「オンラインアンケートの仕組み」や「タウンミーティングの開催」をしてはどうか。	
11	第5章	行動目標5 次世代を育成する 教育支援	39		県・市町首長会議 (草津市長)	学校現場でも多国籍化している。アラビア語やタガログ語などの対応に苦慮している。県への要望は、各学校に外国人児童・生徒が2名以上いると、非常勤講師が派遣可能だが、1名からでも活用できるようにしてほしい。母語支援員は月1回の派遣なので、もう少し手厚くしてほしい。	「県立高等学校入学選抜における受験上の配慮の実施」を施策・取組欄に追加する。 個別の取組については、引き続き教委で検討する。
12				県・市町首長会議 (甲賀市長)	外国にルーツを持つ生徒の高校進学が課題だと考える。「特別選抜制度」や「外国人枠」がある都道府県が30ほどある。「特別選抜制度」では、試験問題にルビをふる、面接のみの入試の実施などの例がある。滋賀県でも外国人向けの入試制度の構築をお願いしたい		
13				県・市町首長会議 (甲賀市長)	義務教育年齢以上、15歳以上の学齢超過者が、市町立学校へ転入してくる。国際協会や市教委が対応しているが、高校編入学には県の協力が必要。学校という枠組でどのように受け入れるのかという課題がある。		
14	第6章	施策の推進	44		県政経営会議・幹事会議(知事)	プランの目標設定と進行管理がたくさん書いてあるわりに貧弱だと思う。国際課の枠組みを超えて広く目標を設定し、進行管理をするという視点があってもいいのではないかと思う。	庁内関係機関と調整のうえ、素案の7項目から12項目へ拡充した。
15	その他				懇話会(書面意見)	<p>多文化共生意識の高揚の施策の方向の中身が、とても弱い。</p> <p>①知事が記者会見で、「県民全体の課題とするためにプラン改定」とアピールする。</p> <p>②知事が、さまざまなステークホルダーと共に「多文化共生県民宣言」をする。</p> <p>③県議会が、すべての差別を禁止する「多文化推進基本条例」を制定する。</p> <p>④県内のさまざまな人々が参加して「多文化推進滋賀県民憲章」制定をめざす。</p> <p>⑤多文化共生に貢献した県民や団体を知事表彰する。</p> <p>⑥これらの意見をプランに盛り込みにくい場合は、「懇話会からの提言」としてまとめ、知事や議会に提示することも考えられる。</p>	<p>②～⑤について、次期プランの取組期間中に必要かどうかの検討を進める。</p> <p>①と⑥については、実施に向けて検討する。</p>